

特別の教科 道徳 教育全体計画

【校訓】 明朗・自立・希望

学校教育目標

児童生徒の命と人権を尊重し、一人一人の教育的ニーズや発達段階等に応じたきめ細かな指導と学習指導要領に基づく適切な教育活動を推進することにより、日々の生活の中で「生きる喜び」を感じさせながら、生涯を通じて豊かに生活するために必要な「生きる力」を育む。

【目指す児童生徒像】

- 心身ともに健康で、たくましく生きる児童生徒
- 思いやりの心を持ち、心豊かに生活する児童生徒
- 夢や願いに向けて挑戦し、社会に貢献する児童生徒

道徳教育の重点目標

1. 一人一人の個性を高め、命を尊び、健康で明るく、自らを振り返りながら積極的に行動できる児童生徒を育てる。
2. 相手の心を思いやり、人権を尊重し、協力して行動できる進取の気風に富んだ児童生徒を育てる。
3. 文化と伝統に誇りを持ち、国際社会の平和と進歩に貢献し、よりよい未来を拓く日本人の育成に努める。
4. 自然と人間の命のつながりを見つめ、崇高なものへのあこがれと畏敬の念をもった児童生徒を育てる。

各部の指導の重点

小学部	<ul style="list-style-type: none"> ○どの学習場面においても、自分の意思や考えを伝える場を多く設定する。 ○日々の授業や研究授業を振り返る際に指導方法について見直し、より分かりやすい授業に改善していく。 ○児童の実態、体調などについては教師間で情報を共有し、児童一人一人を見つめた丁寧な指導を行う。
中学部	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒の成長や心情の変化を理解し、教師自身が命や人権を大切にしたい言動をとる。 ○研究授業や授業研究会において、授業改善に沿った意見を出し合うことで、授業作りのポイントをおさえ、日々の授業に生かす。 ○日々の授業において、生徒自身が自己理解を深めたり自己選択・自己決定したりするような場面を設定し、その手立てや評価を行う。
高等部	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒の心と身体を何よりも大切に、社会人としての手本となる言動での関わりを実践する。 ○生徒が自己を肯定的に捉えることができるように、自分自身の課題に気付いたり、他者との相違について考えたりする場面を設定する。 ○生徒が自己の役割を理解し、様々な情報を取捨選択・活用しながら卒業後の生活を具体的に想定することにつなげる。

道徳の時間の指導の方針

- 学校教育全般での道徳教育をさらに補充・深化・統合し、児童生徒一人一人が道徳的価値を内面的にとらえ、人間としての生き方について自覚し、主体的に道徳的実践力を身に付ける時間とする。
- 課題の設定や、資料の開発、資料の提示方法を工夫する。特に指導過程においては、生徒の実態に応じた発問や話し合いの方法を工夫する。また、ゲストティーチャーを活用し、授業の活性化を図る。
- 体験学習を想定した主題や題材を扱う際は、学年や学校全体での指導の協力体制のもと、学級を超えての授業展開を工夫する。
- 指導方法の改善に努め、体験学習を生かすなど学習活動の多様化を図る。また、プレゼンテーション方法等を工夫する。

【児童生徒や保護者、地域等の実態】

- ・肢体不自由のある小学部、中学部、高等部の児童生徒の教育を行う特別支援学校である。
- ・長崎県の中央部に位置しており、寄宿舍やスクールバスがあることから、児童生徒の居住地域は広域である。
- ・現在の所在地に50年以上学校があり、近隣の小学校と年に複数回交流及び共同学習を行うなど、地域において本校の存在を周知されている。

特別活動における道徳教育の指導の方針

- 特別活動における「体験的な活動」を道徳の時間の指導に密接に関連させ、双方の特質を生かしながら、好ましい人間関係や規範意識を育てる。また、実践活動の中で触れた道徳的価値について、その意義を自覚し、さらなる実践意欲の醸成に努める。
- <学級活動>
 - 学級集団の一員としての自覚の下に、話し合い活動を中心とした望ましい集団生活や人間関係構築のための具体的な問題解決を図る。
- <児童生徒会活動>
 - 異年齢集団である児童生徒会の自発的・自治的な活動を通じて、学校生活の充実と改善・向上を図る。
- <学校行事>
 - 学校生活に秩序と変化を与え、集団への帰属感を深めるとともに、学校生活の充実・発展に資する体験的活動を行う。

自立活動における道徳教育の指導の方針

- 学習上や生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度、習慣を養うという特質を生かしながら、自分の良さや課題となることへの認識を深める。

生活指導、生徒指導の方針

- 教師と児童生徒、児童生徒相互の心の交流に努め、特に、教師と児童生徒の間の受容と共感による信頼関係の醸成に努める。
- 児童生徒理解のために児童生徒の声を「聴く」機会場の設定に努め、学習時はもちろん、学級活動時においても内面理解を深める工夫をする。
- 基本的な生活習慣の形成と規範意識の育成のため、児童生徒の創意を生かした活動場面を設営する。
- 問題に直面した児童生徒の指導には、学校全体の相談・支援体制を構築し、併せて家庭・地域・関係機関とのネットワークの強化に努める。

家庭・地域等との連携の方針

- 学校・家庭・地域が一丸となって連携し、道徳的価値に目覚めた自主的・自発的・自律的な児童生徒を育てるための情報や援助方法を共有する。
- 情報開示を原則として、定期的に授業等を公開する。
- 学校評議委員会やPTA等と連携して、生徒の道徳性の育成についての共通の土壌作りを図る。
- 学校・保護者・PTA・その他機関との連携を構築して、生徒の豊かな体験の機会と場を広げるとともに、保護者の子育て支援を図る。
- 地域の小中学校や高等学校、他の特別支援学校との情報交換や連携を密にする。

【関係法令等】
 日本国憲法 教育基本法
 学校教育法 教育関係諸法規
 児童憲章 人権宣言
 学習指導要領 長崎県教育方針
 長崎県人権教育基本方針

各教科道徳教育の指導の方針

- 道徳教育に関わる側面を明確にとらえて指導し、道徳教育のいっそうの効果向上を図る。
- 学び合う共同体としての広がり求めて学習方法や学習活動を工夫し、一人一人の自覚と自立の心の開発と援助に努める。
- 体験的・問題解決的な学びを重視し、課題を自己の生き方との関わりの中で考えようとする学習態度を育てる。
- 指導組織を生かして教師の専門性の開発と人間的資質の向上に努め、児童生徒理解と指導力のいっそうの充実を図る。

総合的な学習/探求の時間における道徳教育の指導の方針

- 問題解決や探究活動を主体として、環境・福祉・健康・情報・国際理解等の社会的課題に、体験的・実証的・創造的に取り組み、学ぼうとする力を育てる。
- 道徳の時間と連携して、自然体験やボランティア活動などの社会体験の場を設け、実践的態度を育てる。
- 地域の人々の協力を仰ぎ、幅広い人材との出会いの場を広げ、グループ学習や異年齢集団による学習等を工夫し、多様な人間関係の中で道徳的価値のさらなる内面化を図る。

教育環境の整備の方針

- 児童生徒の「心の居場所」となる生活・学習環境の構築と整備に努める。
- 学級・学校の文化的風土の基盤となる言語環境を構築し、展示・放送・新聞等、ICT環境の設営及び機能の活用を努める。
- 校庭・校舎内における飼育栽培の促進と整備に努めて季節感のある自然環境を作り、また、整理整頓を徹底して、清潔な環境保持に留意する。
- 生命保持に関する安全な環境の設営にも留意し、児童生徒の通学・在学中の安全保全について、地域や関係機関との連携はもとより、学校内の警備体制とチェック機能の充実整備に努める。

特色ある教育活動の方針

- 卒業後の生活を踏まえ、小学部から高等部まで系統性のある指導を展開する。
- 学校教育目標を踏まえ、個に応じた指導を展開するために複数の教員で各教科や自立活動の個別の指導計画の目標設定や評価を行う。
- 児童生徒が居住地域や学校所在地域で同年代の児童生徒と親睦や互いの理解を深められるよう、交流及び共同学習を推進する。
- 生活経験を広げ、知識の定着や生活能力の育成を図るために校外学習をはじめとする体験学習を計画的に実施する。